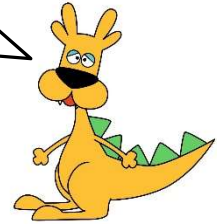


袖ヶ浦市空家バンク物件登録の流れ

①袖ヶ浦市へ相談

まずは、ご相談ください！

まずは、気軽に問い合わせしてほしいガウ。



②登録申込書類の提出

遠方の方は郵送でも受け付けています。

必要書類は

- ・物件登録申込書
- ・物件登録カード
- ・免許証等のコピー

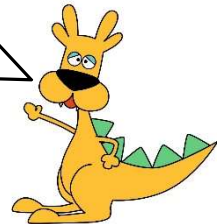
まずはこの3点ガウ。



③現地調査

所有者、宅建協会会員、市職員の3者の立会いで行います。

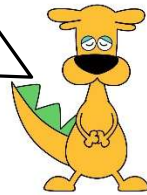
現地調査の際に、登録にあたっての不安な点などを確認してほしいガウ。



④登録完了・情報公開

調査の結果、登録可能な物件であれば空家バンクへ登録、市HP等で情報を公開します。

空家を利用したいという方の現地確認の際は、所有者の立会いもお願いしてるガウ。ご協力お願いしますガウ。



⑤物件の取引・契約

売買・賃貸の契約等については宅建協会会員が仲介を行います。
※法定の仲介手数料が発生します。

交渉、契約については市と協定を結んでいる宅建協会会員が行うから安心ガウ。



■空家バンク制度に関するご相談・問い合わせ先

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

袖ヶ浦市役所 都市整備課 住宅班

電話：0438-62-3645 メール：sode25@city.sodegaura.chiba.jp